

よくある問い合わせ(変更手続きについて)

1 法人事業所の住所・名称・代表者の変更

事業所(法人)の住所(名称・代表者)が変わりました。変更手続き方法を教えてください。

2 個人事業所の住所・名称・代表者の変更

事業所(個人)の住所(名称・代表者)が変わりました。変更手続き方法を教えてください。

3 個人事業所法人成りの手続き

個人事業所から法人事業所へ変わりました。変更手続き等を教えてください。

4 共済契約者の電話番号・ファックス番号の変更

電話番号、ファックス番号が変わっています。変更手続きは必要でしょうか？

5 被共済者の氏名変更

被共済者の苗字が変わりました。変更手続き方法を教えてください。

6 被共済者の住所変更

被共済者が引っ越しして住所が変わっています。変更手続き方法を教えてください。

7 被共済者の生年月日登録間違い

手帳申込みの時に生年月日を間違えて記入していました。変更手続き方法を教えてください。

8 決算月の変更

決算月が変更となりました。変更手続きが必要でしょうか？

1

事業所(法人)の住所(名称・代表者)が変わりました。変更手続き方法を教えてください。



変更手続きの方法は2通りあります。
ワンストップサービス利用への同意の有無によって異なります。

ワンストップサービス利用への同意・・・有

国土交通省または県へ提出された変更届出書の情報を活用させていただき、建退共で変更手続きを行います。(共済契約者からの変更届の提出は不要です。)
変更手続き後は、「情報変更届出書」「共済契約者証(PDF ファイル)」が発行され、電子申請専用サイトから閲覧・印刷ができるようになります。

※「法人番号に基づく事項更新」を選択した場合の注意点

代表者の情報だけは建退共で取得できません。代表者変更が発生した際は、従来通り「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第012号\)](#)」等を支部へ提出してください。
(建設業許可番号に基づく事項更新を選択していただくことを推奨いたします。)



CHECK

金融機関で共済証紙を購入する際は、紙媒体の「共済契約者証」(原本)が必要です。
従来の「共済契約者証(紙媒体)」が必要な場合は、「[共済契約者証交付申請書\(様式第014号\)](#)」を支部へ提出してください。(電子申請専用サイトからの申請も可)

ワンストップサービス利用への同意・・・無

①「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第012号\)](#)」を記入して、②「**変更の事実が確認できる書類**」と③「共済契約者証」を添えて支部へ提出してください。

○「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第012号\)](#)」は、ダウンロードできます。
(名称・代表者名の変更の場合は、フリガナ欄も必ず記入してください。)

※長崎県支部では、変更処理後に発行される「共済契約者証」の裏に、変更日・変更内容を記入してお返ししています。そのため、代表者名のみの変更であっても「共済契約者証」を添付していただいています。



CHECK

変更の事実が確認できる書類

○履歴事項全部証明書(写し)

※代表者の変更の場合は、旧代表者の「辞任」・新代表者の「就任」を確認いたします。
※旧情報の掲載がない場合はご相談ください。

2

事業所(個人)の住所(名称・代表者)が変わりました。変更手続き方法を教えてください。



変更手続きの方法は2通りあります。
ワンストップサービス利用への同意の有無によって異なります。

ワンストップサービス利用への同意・・・有

国土交通省または県へ提出された変更届出書の情報を活用させていただき、建退共で変更手続きを行います。(共済契約者からの変更届の提出は不要です。)

変更手続き後は、「情報変更届出書」「共済契約者証(PDF ファイル)」が発行され、電子申請専用サイトから閲覧・印刷ができるようになります。



CHECK

金融機関で共済証紙を購入する際は、紙媒体の「共済契約者証」(原本)が必要です。
従来の「共済契約者証(紙媒体)」が必要な場合は、「共済契約者証交付申請書(様式第014号)」を支部へ提出してください。(電子申請専用サイトからの申請も可)

ワンストップサービス利用への同意・・・無

①「共済契約者住所・名称・代表者変更届(様式第012号)」を記入して、②「変更の事実が確認できる書類」と③「共済契約者証」を添えて支部へ提出してください。

○「共済契約者住所・名称・代表者変更届(様式第012号)」は、ダウンロードできます。
(名称・代表者名の変更の場合は、フリガナ欄も必ず記入してください。)

※長崎県支部では、変更処理後に発行される「共済契約者証」の裏に、変更日・変更内容を記入してお返ししています。そのため、代表者名のみの変更であっても「共済契約者証」を添付していただいています。



CHECK

変更の事実が確認できる書類 ※新旧の確認できる書類となります。

- 建設業許可変更届(写し)
 - 開業・廃業等届出書(写し)
 - 所得税・消費税の納税地の移動に関する届出書(写し)
- ※いずれかをご提出ください。

3

個人事業所から法人事業所へ変わりました。変更手続き等を教えてください。



変更手続きの方法は2通りあります。

ワンストップサービス利用への同意の有無によっても異なります。

一つ目

個人事業所の時に「建設業許可番号に基づく事項更新」を選択してワンストップサービス利用に同意した共済契約者は、その建設業許可番号を法人になっても引き継いでいれば、建退共で変更手続きを行います。(共済契約者からの変更届の提出は不要です。)

変更手続き後は、「情報変更届出書」「共済契約者証(PDF ファイル)」が発行され、電子申請専用サイトから閲覧・印刷ができるようになります。

二つ目

ワンストップサービス利用に同意していない、または同意していても建設業許可番号が変更となっている場合は、①「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第 012 号\)](#)」を記入して、②「**変更の事実が確認できる書類**」と③「**共済契約者証**」を添えて支部へ提出してください。

○「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第 012 号\)](#)」は、ダウンロードできます。
(名称・代表者名の変更の場合は、フリガナ欄も必ず記入してください。)



CHECK

変更の事実が確認できる書類 ※新旧の確認できる書類となります。

〔新の確認書類〕

○履歴事項全部証明書(写し)

○現在事項全部証明書(写し)

} ※いずれかをご提出ください。

〔旧の確認書類〕

○個人企業の廃業届(写し)

○法人成りの記載がある法人設立届出書(写し)

○法人成りの記載がある建設行許可変更届(写し)

} ※いずれかをご提出ください。

※廃業届等の提出ができない場合は、ご相談ください。

※法人成りに伴い、「加入・履行証明書」の取得が必要となる場合は、加入・履行証明願の⑬決算期間を「いつ～いつまで」として取得するのか、発注機関へご確認のうえ支部へご相談ください。



CHECK

決算月が変更となった場合は、決算月も支部へお知らせください。
(電話等でも構いません。)

4

電話番号、ファックス番号が変わっています。変更手続きは必要でしょうか？



電話番号・ファックス番号だけが変更となった場合も変更手続きは必要です。「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第 012 号\)](#)」を記入して支部へ提出してください。

※電話番号・ファックス番号だけの変更の時のみ「変更の事実が確認できる書類」および「共済契約者証」の添付は不要です。

○「[共済契約者住所・名称・代表者変更届\(様式第 012 号\)](#)」は、ダウンロードできます。



CHECK

建退共に登録されている番号と違う場合は、変更手続きを行っていただいています。事務所が移転していなくても、以前は電話兼ファックスだった番号から電話とファックスそれぞれで回線を分けた場合等、番号が変われば変更手続きをお願いいたします。

5

被共済者の苗字が変わりました。変更手続き方法を教えてください。



氏名変更手続きは、①「[被共済者氏名等変更届\(様式第 018 号\)](#)」を記入して、②「変更の事実が確認できる書類」と③「手帳」を添えて支部へ提出してください。

※手帳を添えていただくため、急ぎでなければ更新時に一緒に提出されても構いません。

○「[被共済者氏名等変更届\(様式第 018 号\)](#)」は、ダウンロードできます。



CHECK

変更の事実が確認できる書類 ※新旧の確認できる書類となります。

- 運転免許証(両面写し)
- 年金手帳(写し)
- 健康保険証(変更前と後の写し)
- 戸籍謄本(抄本)(写し)

※いずれかをご提出ください。

※「健康保険証(写)」を添付される方は、保険者番号や被保険者等記号・番号にマスキングをお願いします。(マスキング箇所は支部ホームページの「退職金を受け取るには」→「[健康保険被保険者証\(写\)を添付される方へ](#)」をご参照ください。

※実際に氏名が変更となっていない場合でも、漢字やフリガナを手帳申し込み時に間違っていた場合は氏名変更手続きが必要です。その場合、確認書類に旧の書類はありませんので、正しいお名前が確認できる運転免許証等公的書類の写しを添付してください。

6

被共済者が引っ越しして住所が変わっています。変更手続き方法を教えてください。



住所変更手続きは、2通りの方法があります。いずれかの方法で変更してください。

一つ目

「[被共済者氏名等変更届\(様式第018号\)](#)」を記載して、支部へ提出してください。

※住所のみの変更であれば確認書類・手帳の添付は不要です。

二つ目

更新手続きの際、更新申請書の「[被共済者住所記入欄](#)」に新住所を記載していただければ、更新処理の際に記入された住所を入力して登録いたします。(更新と同時に住所変更を行う方法です。)

※更新手続きと同時であれば氏名等変更届・確認書類の添付は不要です。



CHECK

二つ目の方法で変更した場合、氏名変更手続きの受付票(控え)は発行されません。ただし、更新申請書の受付票(控え)で住所変更が行われたことは分かります。受付票の左側に更新申請書の写しが記載されています。記載の住所が登録されています。

7

手帳申込みの時に生年月日を間違えて記入していました。変更手続き方法を教えてください。



生年月日の登録間違いがあった場合の変更手続きは、①「[被共済者氏名等変更届\(様式第018号\)](#)」を記入して、②「[事実が確認できる書類](#)」を添えて支部へ提出してください。

※手帳の添付は不要です。

○「[被共済者氏名等変更届\(様式第018号\)](#)」は、ダウンロードできます。



CHECK

事実が確認できる書類

- 運転免許証(両面写し)
- 年金手帳(写し)
- 健康保険証(変更前と後の写し)
- 住民票(写し)※マイナンバー記載なし。
- 戸籍謄本(抄本)(写し)

※いずれかをご提出ください。

※「健康保険証(写)」を添付される方は、保険者番号や被保険者等記号・番号にマスキングをお願いいたします。(マスキング箇所は支部ホームページの「退職金を受け取るには」→「[健康保険被保険者証\(写\)を添付される方へ](#)」をご参照ください。

※手帳申込書を記入の際は、お名前(漢字フリガナ)・生年月日の記入間違いがないようお願いいたします。

8

決算月が変更となりました。変更手続きが必要でしょうか？



決算月が変更となった場合、建退共への変更届様式はありませんが、変更したことをお電話等でお知らせください。※登録を変更いたします。

**CHECK**

決算月が変更になった年の「加入・履行証明書」を取得されている場合、記載要領等が変わります。

建退共の「加入・履行証明書」は、直近 1 ヶ年間の履行状況を確認し、発行しています。（直近 1 ヶ年間で証明しています。）

しかしながら、決算月が変更となった年度は、決算期間が 1 年に満たない場合があります。（「加入・履行証明願」の⑬決算期間が 1 年に満たないこととなるため、記載方法が変わります。）

決算月変更時の「加入・履行証明書」取得については、個別に対応していますので、早目にご相談いただきますようお願いいたします。